

# 第1部 総論



# 第1章 計画の目的と内容

## 1 計画の概要

近年の廃棄物処理を取り巻く環境は、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減やプラスチックごみによる環境汚染の影響など著しく変化しており、環境負荷低減に向け、更なるごみの減量化・再資源化への取組みにより、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

今後の廃棄物行政においては、高齢化や人口減への対応や食品ロスなど従来の課題だけでなく、プラスチックごみなどの課題への対応、また近年多発する大地震、大雨や台風などの自然災害により発生する災害廃棄物への対応など様々な施策を充実させていくことが重要です。

橋本市（以下「本市」という。）では、可燃ごみの週1回収集と生ごみの減量などの様々な取組みの実施により、ごみの減量やリサイクルを確実に進めているところです。

一方で、本市の生活排水処理について、水環境の保全是家庭や事業所からの生活排水による河川への負荷を軽減するため、さらに下水道及び合併処理浄化槽の整備・普及を進めているところです。

このような状況から、本市では、長期的・総合的視点に立ち、更なるごみの減量化・再生利用及び適正処理や生活排水の適正処理を推進していきます。今後実施する各種施策並びに事業については、この「橋本市一般廃棄物処理基本計画〔第3期〕」（以下「本計画」という。）を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、三者協働のもとに推進していきます。



国城山から見た本市の風景

〔出典〕 橋本市ホームページ

## 2 計画策定の目的と位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。また、この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

「一般廃棄物処理計画」は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、この基本計画に基づき単年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）の 2 つを併せたものを指し、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年環境省）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年厚生省）に準拠しており、同指針では、おおむね 5 年ごとに「改定」するほか、計画策定の条件となる諸条件に大きな変動があった場合は「見直し」を行うことが適切であると示されています。

本市では、平成 29 年 3 月に「第 2 期」を策定した一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 3 月改訂。以降、前基本計画という）の目標年次（令和 8 年度）を経過したことで、新たに目標年次を令和 17 年度とする本計画を策定するものです。よって、本計画は「第 3 期」となります。

### ことば

- ・ **一般廃棄物**・・・ 法令で定められた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをさす。一般廃棄物は「生活系ごみ」、「生活排水」、「事業系一般廃棄物」に分類される。
- ・ **産業廃棄物**・・・ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた材質や特定の業者から排出される廃棄物をいう。
- ・ **廃棄物処理法**・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律。
- ・ **廃棄物処理法基本方針**
  - ・・・ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針。

## 参考：法令に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項

### ○廃棄物処理法第6条第1項

市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

### ○廃棄物処理法第6条第2項

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### ○廃棄物処理法第6条第3項

- ・ 関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和

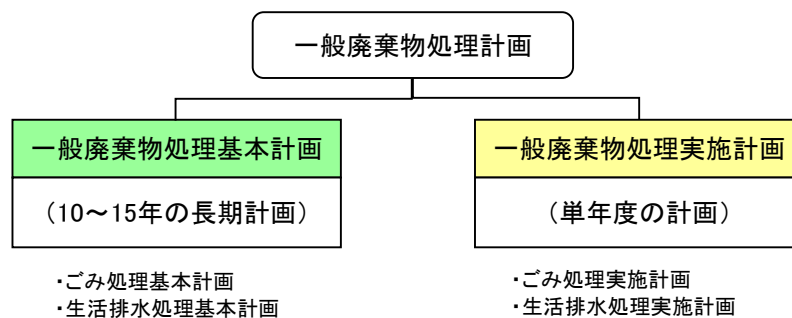
### ○廃棄物処理法第6条第4項

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定または変更した場合は公表するよう努める

### ○廃棄物処理法施行規則第1条の3

- ・ 目的に応じて以下の計画を定める

- 1) 基本事項を定める . . . 「一般廃棄物処理基本計画」
- 2) 実施のために必要な各年度の事業計画 . . . 「一般廃棄物処理実施計画」



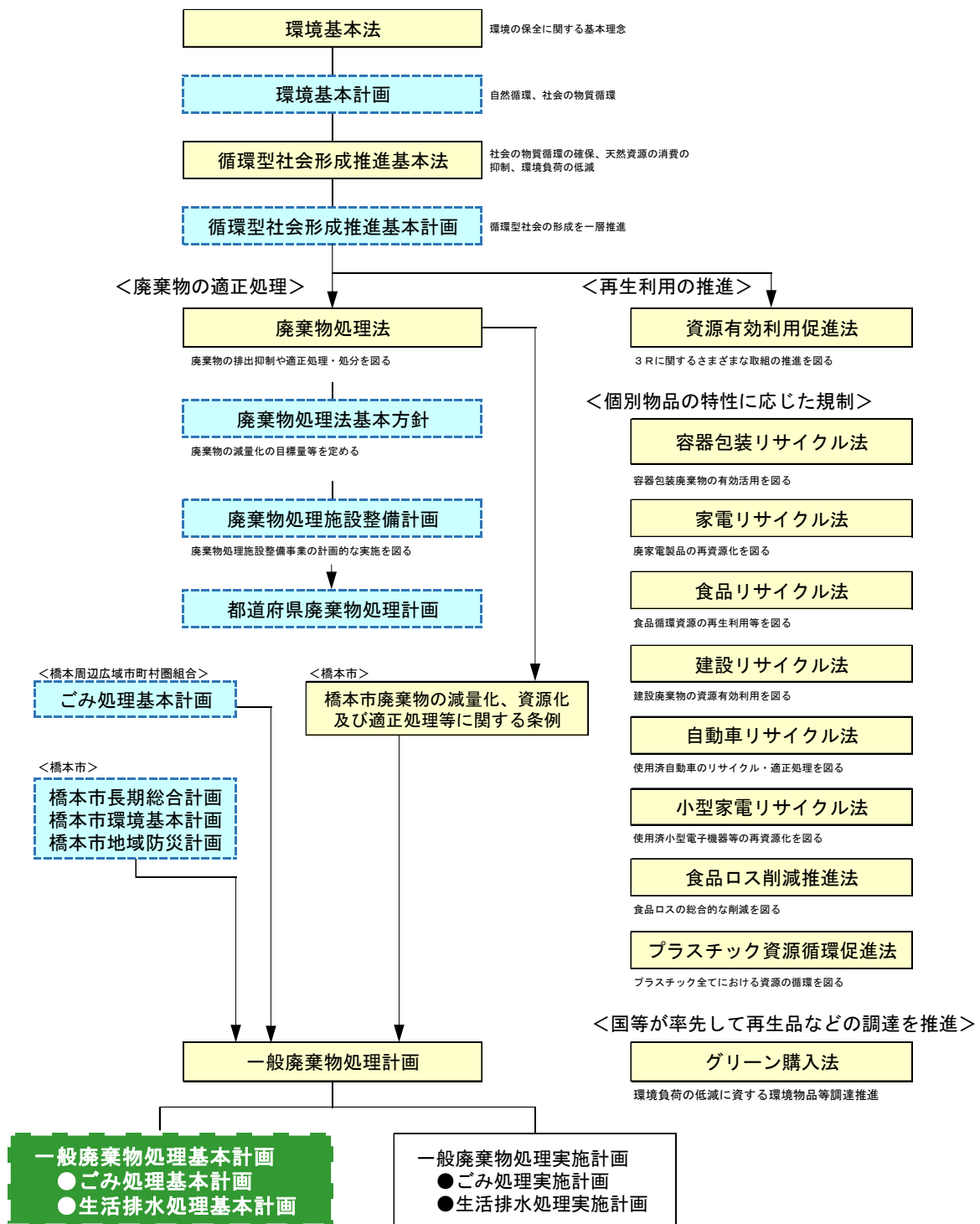


図 1.1.1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

### 3 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

### 4 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）及び生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月）によると、計画目標年次は原則として計画策定時より 10 年～15 年程度とされており、必要に応じて中間目標年次を定めることとされています。なお、社会情勢や法律などの改正、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

このようなことから、本計画は、平成 28 年度策定（令和 3 年度改訂）の一般廃棄物処理基本計画の第 3 期計画の位置付けと、計画目標年次と計画期間を次のように定めます。

計画目標年次	令和 17 年度
計画期間	令和 8 年度～令和 17 年度

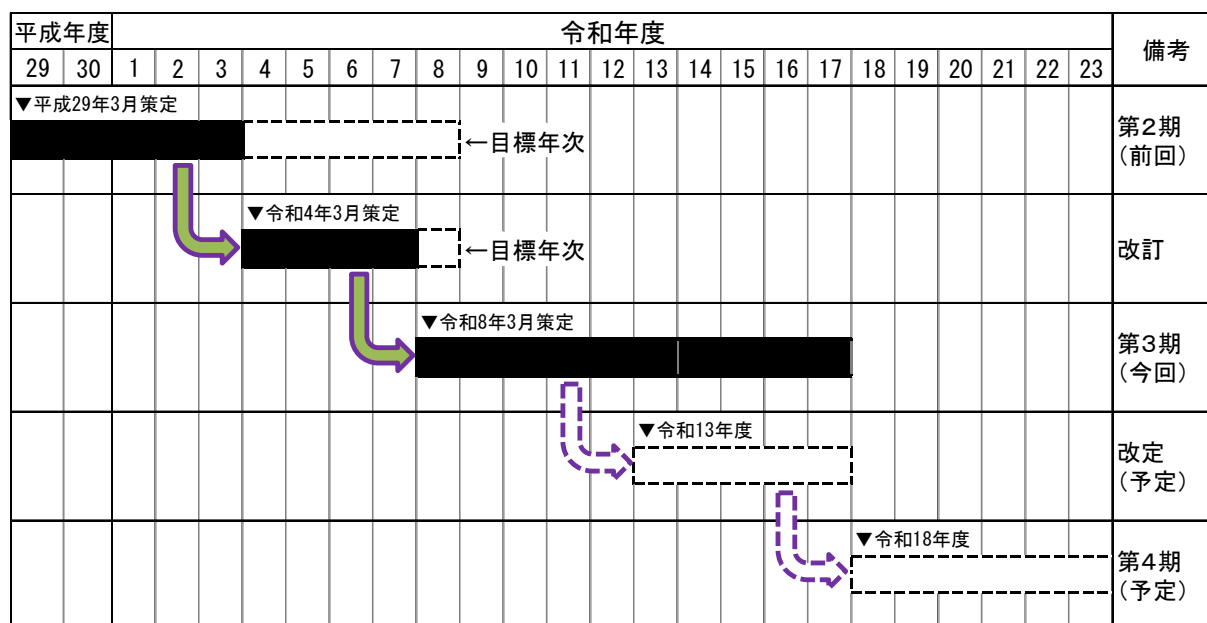


図 1.1.2 計画期間と計画目標年次

## 5 関連計画等の動向

### 1) 国の関連計画

#### (1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

第五次循環型社会形成推進基本計画では「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つの柱（重点分野）別に、「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」を設定しています。一般廃棄物に関する指標を表1.1.1に示します。

**表 1.1.1 一般廃棄物に関する指標**

指標	数値目標	目標年次	備考
地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況			
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度 (令和12年度)	
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46%	2027年度 (令和9年度)	廃棄物処理施設整備計画
最終処分場の残余容量・残余年数			
一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準 (残余容量22年分) を維持	2030年度 (令和12年度)	廃棄物処理施設整備計画

[出典] 「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）

#### (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月変更）

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表1.1.2に示す4つの指標が設定されています。

表 1.1.2 一般廃棄物の減量化に関する取組み指標

項目	概要
策定年	・平成 13 年 5 月（変更：令和 7 年 2 月）
基準年	・令和 4 年度
目標年	・令和 12 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量：令和 4 年度に対し、排出量を約 9%削減する。</li> <li>・再生利用率：約 26%（令和 12 年度）</li> <li>・最終処分量：令和 4 年度に対し、排出量を約 5%削減する。</li> <li>・1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を約 478g とする。（令和 4 年度は 496g）</li> </ul>

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

〔出典〕廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7 年 2 月）

（3）廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法基本方針に即して、5 年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、閣議で決定するものです。（廃棄物処理法第 5 条の 3）

基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組み、これらを基本的理念とし、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施を進めることを示し、重点目標としては表 1.1.3 に示す 3 つが設定されています。

表 1.1.3 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年	・令和 5 年 6 月閣議決定
基準年	・令和 5 年度
目標年	・令和 9 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排出抑制、適正な循環的利用、減量効果の高い処理や最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） ：20%→28%</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の残余年数 ：令和 2 年度の水準（22 年分）を維持</li> </ul> </li> <li>■ごみ焼却時に高効率な発電・熱供給を実施するほか、燃料化を組み合わせることなどにより、廃棄物エネルギーを効率的に回収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20%→22%</li> <li>・廃棄物エネルギーを、地域を含めた外部に供給している施設の割合 ：41%→46%</li> </ul> </li> <li>■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽整備地区の浄化槽処理人口普及率：58%→76%以上</li> <li>・先進的省エネ型浄化槽導入基数 ：家庭用……33 万基→75 万基 中・大型……9 千基→27 千基</li> </ul> </li> </ul>

〔出典〕「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5 年 6 月）

## 2) 和歌山県の関連計画

### (1) 和歌山県長期総合計画（平成 29 年 4 月）

和歌山県長期総合計画は、人口減少への対策や災害対応や国土形成の在り方、産業政策や観光戦略の見直し、情報通信技術等の急速な発展など時代の潮流に取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、策定したものです。

### (2) 第 5 次和歌山県環境基本計画（令和 3 年 3 月）

第 5 次和歌山県環境基本計画は、和歌山県環境基本条例第 10 条に基づき、地球温暖化による気候変動影響の顕在化や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ問題等、国境を越えた地球規模での環境問題の深刻な状況や和歌山県環境基本条例の理念を踏まえ、和歌山県の行政全体における環境の保全に関する基本方針となるものです。

また、2050年カーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー対策などの「気候変動対策の推進」に重点的に取り組むこととし、カーボンリサイクル技術や水素利用技術、AIやビッグデータを活用したマネジメント技術等の革新的な環境イノベーションを推進するとともに地域の産業振興や魅力づくり、生活の質の向上などへの活用を図ることにより、和歌山県の新たな成長と持続可能な社会を目指し、その実現に向けた取組みの方向を示し策定したものです。

### (3) 第 5 次和歌山県廃棄物処理計画（令和 4 年 3 月）

第 5 次和歌山県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律である廃棄物処理法に基づき、循環型社会の実現に向け廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の取組みを進めるとともに、海洋プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題に積極的に取り組むこととして策定しています。

基本方針をもとに検討した目標値として表 1.1.4 に示す 4 つが設定されています。

**表 1.1.4 第 5 次和歌山県廃棄物処理計画における目標値**

項目	概要
策定年	・ 令和 4 年 3 月
基準年	・ 平成 25 年度
目標年	・ 令和 7 年度
目標値	・ 排出量：約 302 千 t ・ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 504g/人日 ・ 再生利用率：20% ・ 最終処分量：約 34 千 t

[出典] 「第 5 次和歌山県廃棄物処理計画」（令和 4 年 3 月）

### 3) 橋本周辺広域市町村圏組合の関連計画

#### (1) ごみ処理基本計画（令和5年3月）

橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画は、社会情勢の変化等に対応する必要が生じていることなどから、令和5年度から令和11年度までの7年間に計画期間とした新たな計画を策定したものです。努力目標としては、表1.1.5に示す3つが設定されています。

**表 1.1.5 橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画における努力目標値**

項目	概要
策定年	・ 令和5年3月
基準年	・ 令和3年度
目標年	・ 令和11年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出削減の目標：総排出量を令和3年度実績に対して10%削減</li> <li>・ リサイクルの目標：リサイクル率を20.35%</li> <li>・ 最終処分量の削減目標：最終処分量を令和3年度実績に対して33%削減</li> </ul>

[出典] 「橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理基本計画」（令和5年3月）

#### ことば

・ **3R**・・・ Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った3つのアクションの総称。

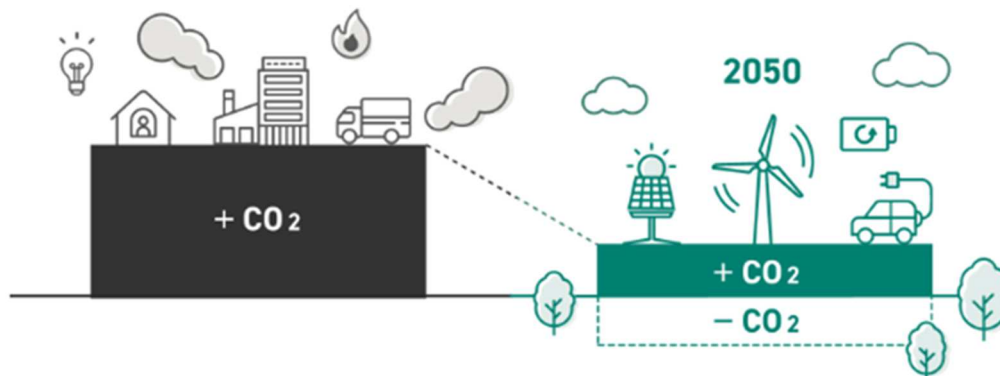
リデュース（Reduce）：ごみの発生抑制「ごみを出さない」

リユース（Reuse）：再使用「物を繰り返し使う」

リサイクル（Recycle）：再生利用「資源として活用し、新たな製品の材料に再利用する」

・ **カーボンニュートラル**

・・・ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。世界的な平均気温の上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること。（1.5℃目標）今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。



環境省資料より作成

#### 4) 本市の関連計画と関係条例等

##### (1) 第2次橋本市長期総合計画 後期基本計画（令和5年3月）

第2次橋本市長期総合計画 後期基本計画は、基本目標のひとつとして「「ともに守る」安全・安心な暮らしを守り支えるまち～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～」の中で「豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり」があります。具体的な計画を表1.1.6に示します。

表 1.1.6 第2次橋本市長期総合計画 後期基本計画（抜粋）

### 第3章 基本計画

#### 6. 個別計画

**基本目標 「ともに守る」安全・安心な暮らしを守り支えるまち  
～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～**

**政策5 豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり**

**施策項目17 循環型社会**

- ① 廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進
  - 生ごみ堆肥化・減量化を進めることで、焼却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。
  - ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分別を促し、ごみ減量化を推進します。
  - 埋立ごみの処分先を確保するとともに、陶磁器リサイクル市の普及や、資源化処理を推進し、施設の延命化を図ります。
- ② 効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行
  - コンテナ収集を行っている資源物や、粗大ごみ収集など、非効率な収集形態を見直し、効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。
  - 分別した資源ごみなどの店頭回収は一部小売店などで実施されていますが、市民が自由に排出できる品目や場所を増やし、資源化推進に努めます。
- ③ 区・自治会、衛生自治会等との連携
  - ステーション収集体制を維持するとともに、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援します。
  - 高齢化などにより、ごみをごみステーションまで運ぶのが難しい、ごみ出し困難者の支援について、区・自治会と連携し支援体制づくりに努めます。
- ④ 事業系ごみの減量化・資源化促進
  - 「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めます。

[出典] 「第2次橋本市長期総合計画 後期基本計画」（令和5年3月）

### ことば

#### ・橋本周辺広域市町村圏組合

・・・ 和歌山県北東部の橋本・伊都地方1市3町（橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町）で構成されている。

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展や自然環境の保全促進、産業構造の変化など私たちを取り巻く社会環境は大きく様変わりし、交通、情報網の発達により日常生活圏の範囲も大幅に拡大されるとともに住民ニーズも多種多様化してきたという状況を踏まえ、各市町が抱える共通課題に行政区域を越えて広域的に共同処理することを目的に設立。

## (2) 橋本市環境基本計画（第二次）（平成30年3月）

橋本市環境基本計画は、長期総合計画に沿って、「一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進」及び「一般廃棄物の適正な処理の推進」が示されています。具体的な計画を表1.1.7に示します。

表 1.1.7 橋本市環境基本計画（第二次）（抜粋）

### 第3章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性

#### 1 橋本市の環境課題

#### 4) 地球環境に係る課題

##### ①資源の有効活用の促進

循環型社会の形成に向けて、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法など制度面の見直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知・啓発活動を進め市民による3R活動を推進していく必要があります。

事業所から排出されるごみについても、減量化やリサイクル推進について、排出事業者及び処理業者に対し啓発・指導を行っていく必要があります。

### 第4章 橋本市の環境目標

#### 1 目指すべき目標像

みんなで創る 自然が豊かなまち

#### 2 基本目標

##### 未来のためにできることから始めるまちづくり

未来により良い地球環境を残し引き継いでいくことは、現代に生きる私達に課せられた重要な使命の一つです。一人ひとりが日常生活や活動の中で、資源の有効活用や、地球温暖化の防止に取り組んでいくことで、未来のためにできることを進めていきます。

### 第5章 目標実現に向けた取組み

#### 4 未来のためにできることから始めるまちづくり

##### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ①資源を大切に使う

##### ■一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進

ごみの分別やリサイクルの促進に向けて、広報やホームページ、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知や啓発を進めます。また、生ごみの堆肥化・減量化については水切りによる減量化を継続しつつ、堆肥の有効利用を進めるためのネットワーク構築を進めます。

##### ■事業系一般廃棄物の発生抑制の推進

「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知や、事業系ごみの減量化・資源化に関する啓発を進めるとともに、一定量の廃棄物を排出する事業所に対しては廃棄物の減量を目的とした計画書の作成を依頼します。また、事業系ごみ指定袋の導入や事業系資源ごみ受入品目の拡充など制度面について検討を行います。

##### ■廃棄物の適正処理の推進

区・自治会や市民の意見を集約し、ごみ収集・運搬体制の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。また、年度ごとにごみ処理実態の整理・公表を行うとともに、今後のごみ処理に対する方向性を3年に1回程度検証します。

##### 2) 市民・事業者が日常生活や行動の中で取り組んでいくこと

##### 市民が取り組んでいくこと

○エコバッグの持参や、詰め替え商品の選択など、日常生活からごみを出さない工夫をしましょう。

○水切りや堆肥化など生ごみの減量化に取り組みましょう。

○リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう。

##### 事業者が取り組んでいくこと

○消費者にエコバッグや容器を持参するよう働きかけましょう。

○事業活動に伴うごみの排出量の削減に努めるとともに、分別を徹底しましょう。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

### (3) 橋本市地域防災計画（平成 29 年 3 月）

橋本市地域防災計画は、ごみ処理に関する部分において災害時においても日常的に発生する「日常型廃棄物」と倒壊家屋等の残存物等の「非日常型廃棄物」の処理について方針が示されています。具体的な計画を表 1.1.8 に示します。

**表 1.1.8 橋本市地域防災計画（抜粋）**

<p><b>1. 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。</li><li>○被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。</li></ul> <p><b>2. 被害情報の収集・伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。</li></ul> <p><b>3. 一次保管場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。</li></ul> <p><b>4. 日常型廃棄物の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。</li></ul> <p><b>5. 非日常型廃棄物の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。</li></ul>
--

※橋本市地域防災計画は令和 7 年度改定作業中（平成 29 年版を出典として掲載）

### (4) 橋本市国土強靱化地域計画（令和元年 12 月（令和 3 年 1 月変更））

基本法及び基本計画の理念を踏まえ、県計画と整合性を図りつつ、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における本計画以外の計画等の地域強靱化に関する指針となるべきものとして本計画を策定しました。

今後発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、近年多発している大型台風等による災害に対し、本市、民間、地域住民が一丸となって十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本とし、関係する計画等の必要な見直しを進め、計画的に地域の強靱化に関する施策を推進していきます。

## (5) 関係条例等一覧

本市が定める一般廃棄物に関する条例、要綱、規則を表 1.1.9 に示します。

表 1.1.9 一般廃棄物関係条例等一覧

- ◇橋本市紙おむつ用ごみ袋給付要綱
- ◇橋本市福祉収集実施要綱
- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
- ◇橋本市指定ごみ袋等取扱いに関する要綱
- ◇橋本市産業廃棄物（繊維くず）指定袋取扱いに関する要綱
- ◇橋本市合理化事業計画策定委員会規程
- ◇橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則
- ◇橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- ◇橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可基準要綱
- ◇橋本市一般廃棄物処理業許可業者選定審査委員会要綱
- ◇橋本市し尿収集運搬に係る協議会設置要綱
- ◇橋本市陶磁器リサイクル交換会補助金交付要綱
- ◇橋本市花と緑のリサイクル事業補助金交付要綱

[出典] 橋本市例規集より（令和 7 年 4 月現在）

### ことば

- ・国土強靱化地域計画・・・ 東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国は平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定、和歌山県は平成 27 年 9 月に「和歌山県国土強靱化地域計画」を策定している。

### コラム

#### 循環型社会を形成するためのキーワード 「R」

「3R」以外にも循環型社会を形成するための様々な『R』のキーワードがあります。

- ・リフューズ（Refuse）：断る「ごみになるものを断ること」
- ・リペア（Repair）：修理「ものを修理して使うこと」
- ・ロット（Rot）：土に還す「堆肥化する」、「コンポストする」
- ・レンタル（Rental）：借りる「一時的に使うものは借りて、物を増やさないこと」
- ・リターン（Return）・リターナブル（Returnable）：返却「購入先に戻せるものを戻すこと」
- ・リバイ（Rebuy）：再生利用「中古品を購入すること」
- ・リジェネレーション（Regeneration）：再生品「再生品の使用を心がけること」
- ・リフォーム（Reform）：改善・改良「改善や改良を心がけてものを大事にすること」
- ・リパーパス（Repurpose）：再製品「素材はそのままに、少し手を加えて違う製品に作り替えること」

## 6 計画の進行管理

本計画では、Plan（行動計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）を行う「PDCAサイクル」の概念を導入し、計画の進行管理を行うものとします。

施策の計画及び進捗状況は毎年策定します。施策の計画は一般廃棄物処理実施計画に反映させ、適宜、衛生自治会などに報告・協議のうえ、実効性を高めていきます。

計画の進行管理の内容は、表 1.1.10 に示すとおりとし、PDCAサイクルのイメージは、図 1.1.3 に示すとおりとします。

表 1.1.10 計画の進行管理

項目	内容
Plan (行動計画の策定)	本計画の目標や施策などは、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画に行動計画として盛り込んで実施していきます。
Do (施策の実行)	行動計画に基づき実行します。
Check (評価)	計画の進捗状況を客観的に評価します。その評価結果は、衛生自治会などに報告します。
Action (見直し)	毎年度での課題事項は、その都度改善します。行動計画の前提条件に大きな変動があった場合は、見直していきます。

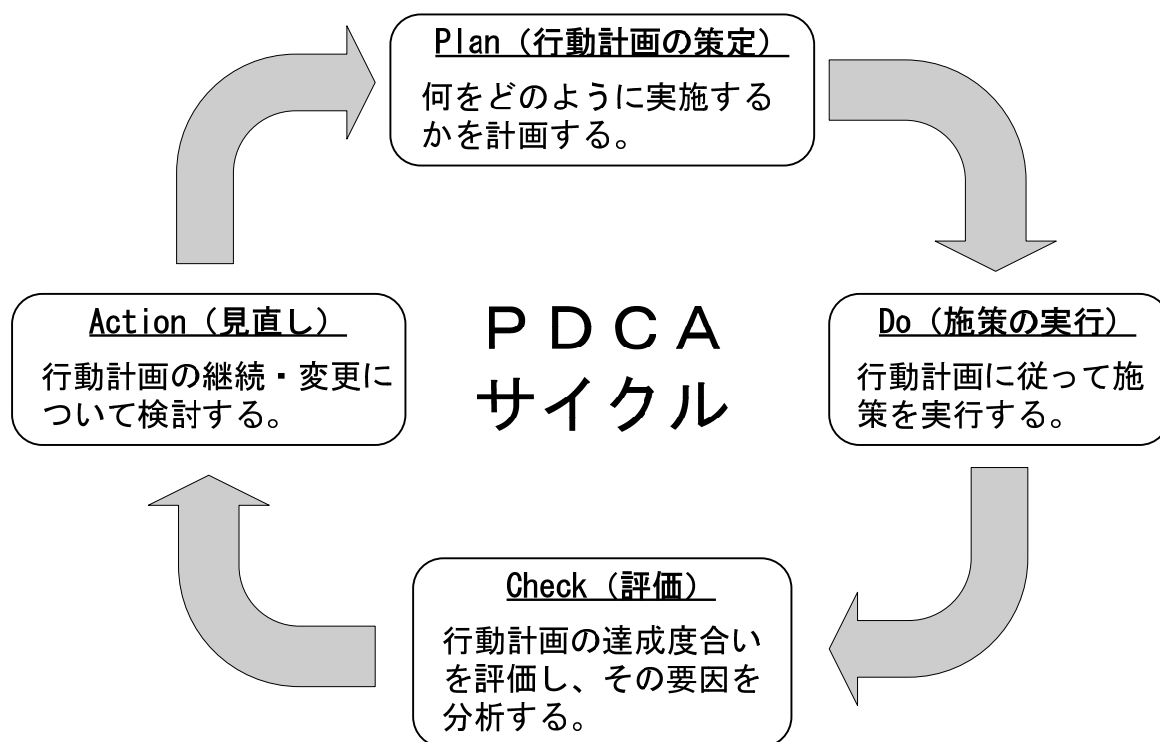


図 1.1.3 『PDCAサイクル』のイメージ

## 第2章 地域の概況

### 1 自然的概況

#### 1) 位置

本市の位置図を図 1.2.1 に示します。

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町に接しています。和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でもともに約 40 km です。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。



[出典] 橋本市のホームページ

図 1.2.1 本市の位置図

## 2) 気候

最寄りの観測地点であるかつらぎ地域気象観測所における降水量及び気温の推移を表 1.2.1 に、5 ヶ年平均の月別降水量及び平均気温を図 1.2.2 に示します。

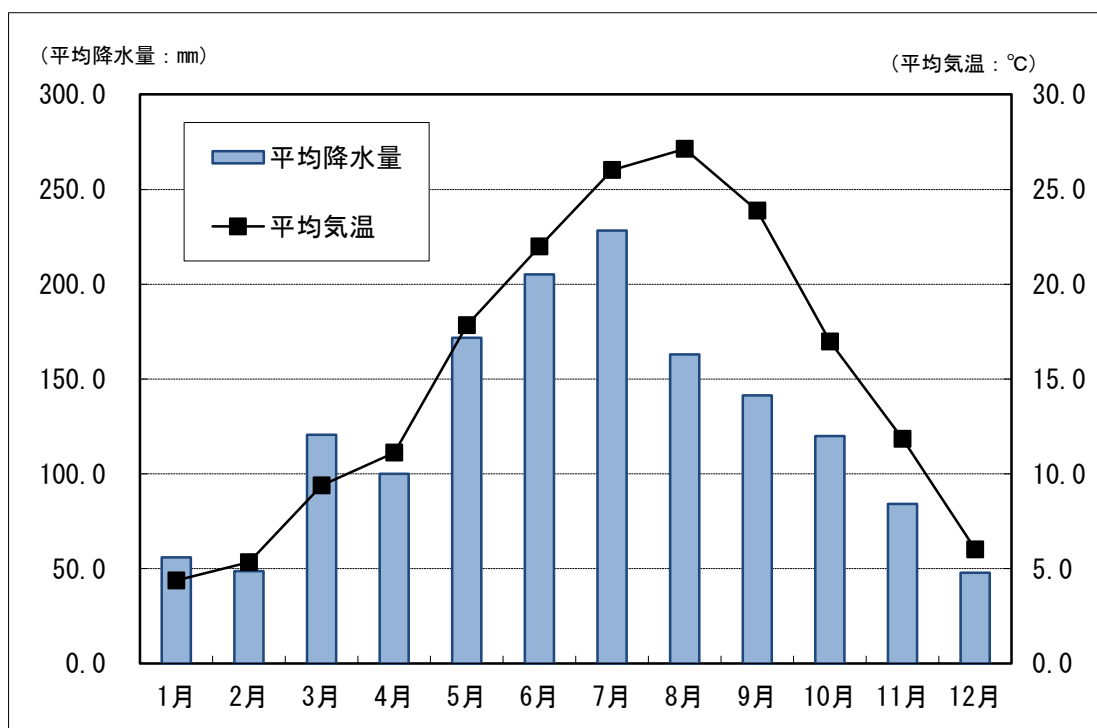
本市は、少雨温暖な瀬戸内気候に属する地域ですが、気温差が大きい内陸性気候の特徴も有している地域です。平均気温は 14～16℃、年間雨量は約 1,070～1,850mm となっています。

表 1.2.1 気象の状況 (5 ヶ年平均) 【かつらぎ地域気象観測所】

年	区分	気温(℃)			降水量(mm)	日照時間(h)
		平均	最高	最低		
2020 (R2)		15.1	21.0	10.5	1,853.5	1,884.3
2021 (R3)		15.0	21.1	10.4	1,522.5	1,666.3
2022 (R4)		14.9	21.0	10.2	1,074.0	2,009.0
2023 (R5)		15.6	22.1	10.6	1,544.5	2,071.3
2024 (R6)		16.3	22.4	11.7	1,637.0	1,930.1
5 ヶ年平均		15.4	21.5	10.7	1,526.3	1,912.2

※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ



※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ

図 1.2.2 気象の状況 (各月 5 ヶ年平均)

### 3) 植生

本市の植生は、市域北部の丘陵地及び市域南部の山地におけるスギ、ヒノキ、サワラなどの常緑針葉樹林と、市域中央部の水田雑草群落を中心に構成されています。

市域南部には、モチツツジアカマツ群集が見られるとともに、市全域にはコナラ群落などの広葉樹林も点在しています。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

### 4) 森林

市域南部および北部に広がる山林は本市の総面積の約50%を占めており、このうち65%が人工林となっています。

人工林のうちの85%は、木材として利用可能な成熟した樹齢50年以上の材木で占められていますが、林業従事者の不足により伐採利用は進んでおらず、森林環境の悪化が懸念されています。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

### 5) 農地

本市には、多くの果樹園が点在しており、カキ、ミカン、ブドウ、スモモなどの果実が栽培されています。これらは、農業生産の場であるとともに、生物の生息・生育環境としても重要な役割を果たしています。

しかし、近年は離農や農業従事者の高齢化などによる、耕作放棄地の増加が問題となっており、農地を巡る生態系の衰退が懸念されています。

これらの問題に対して、市では市民農園の開設による耕作放棄地の有効活用を進めています。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

### 6) 里地・里山（中山間地域）

本市の里地・里山（中山間地域）は、生物多様性の保全上重要な役割を担うとともに、周辺の身近な自然とのふれあいの場として欠かせない地域です。しかし、近年里地・里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることによって大きな環境変化を受けており、荒廃などが危惧されています。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

## 2 社会的概況

### 1) 人口及び世帯数の推移

#### (1) 国勢調査

国勢調査における本市の行政区域内人口等の推移を表 1.2.2 に示します。

本市の人口は、平成 12 年以降減少しており、令和 2 年で 60,818 人、平成 27 年比で約 3 千人減となっています。また、世帯数は増加を続けており、令和 2 年で 24,028 戸となっています。

表 1.2.2 行政区域内人口等の推移（国勢調査）

	単位	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	人	62,156	69,329	70,469	68,529	66,361	63,621	60,818
世帯数	戸	17,547	20,655	22,164	22,860	23,468	23,653	24,028

[出典] 国勢調査（各年 10 月 1 日）

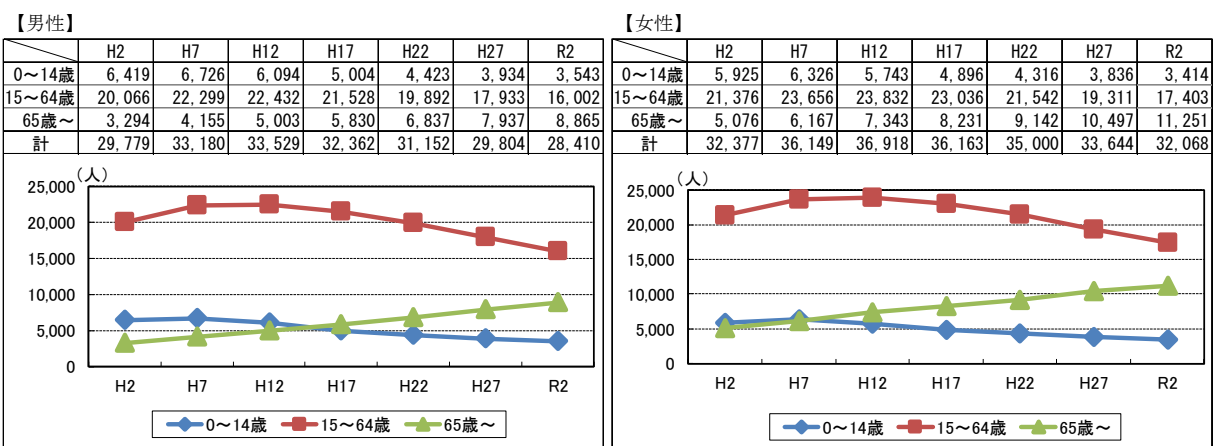
また、平成 2 年から令和 2 年までの男女別年齢構成別人口の推移を図 1.2.3 に示します。

0～14 歳の年少人口は、男女ともに平成 7 年以降は減少傾向となっており、男性では平成 17 年、女性では平成 12 年にそれぞれ高齢人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいます。

15～64 歳の生産年齢人口は、男女ともに平成 12 年以降減少してきています。

65 歳以上の高齢人口は男女ともに増加を続けており、平成 2 年に対して令和 2 年では男女ともに 2 倍を上回る人口となっています。

令和 2 年の国勢調査における本市の昼間人口は 52,762 人で、これは夜間人口に対し 86.8%となっています。



※年齢不詳は含まない。

[出典] 国勢調査/橋本統計要覧 2023 年度版

図 1.2.3 男女別年齢構成別人口の推移

(2) 住民基本台帳登録者数（各年度末現在）

住民基本台帳における本市の行政区域内人口等の推移を表 1.2.3、男女別年齢構成別人口を図 1.2.4 に示します。

人口は年々減少しており、令和 5 年度末では、60,000 人弱となっています。また、世帯数は年々増加しており、令和 5 年度末では、約 27,400 世帯となっています。

男女別年齢構成別人口をみると、男女とも 70～74 歳が最も多くなっており、若くなるにつれて、概ね少くなります。

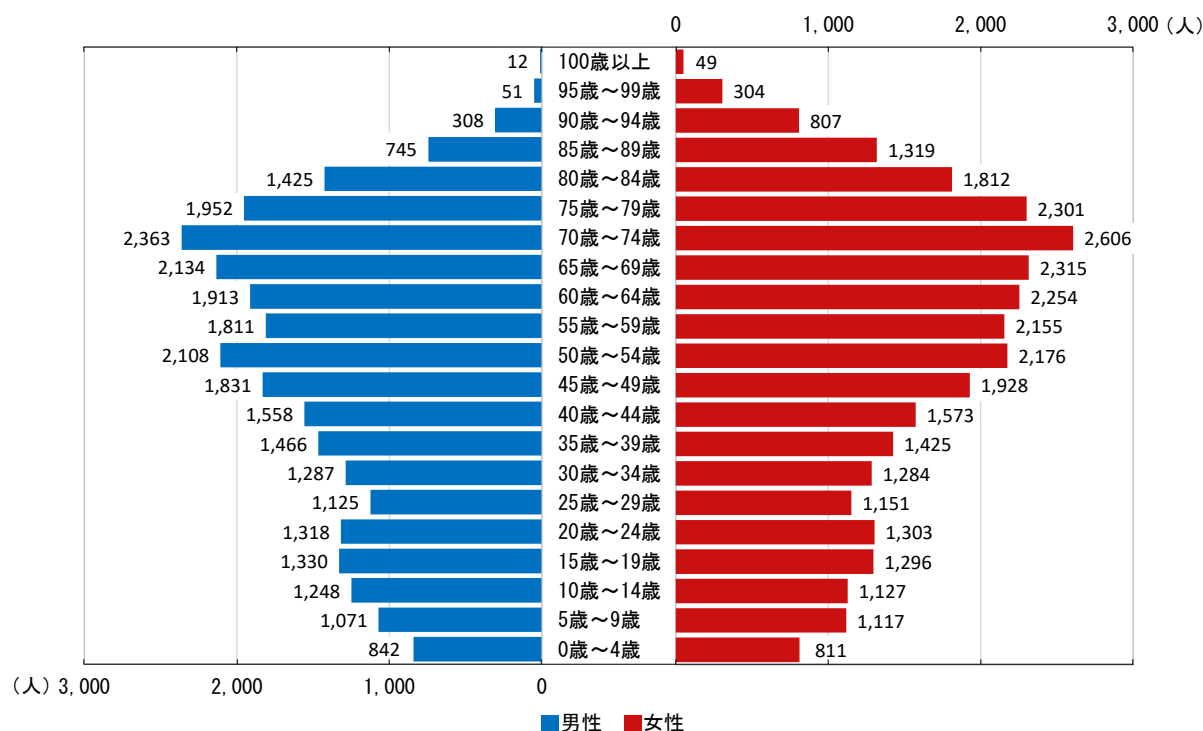
中高年層が厚い釣り鐘型の構成で、若年層の流出が続く中、地域の担い手不足が深刻化し、社会・経済基盤の維持が大きな課題となっています。

表 1.2.3 行政区域内人口等の実績（住民基本台帳）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口（人）	64,793	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552	60,742	60,005	59,178	58,559
H27を100%とした場合の割合	100.0%	99.0%	98.0%	96.9%	96.0%	95.0%	93.7%	92.6%	91.3%	90.4%
世帯数（世帯）	27,013	27,005	27,082	27,160	27,253	27,364	27,397	27,470	27,375	27,527
H27を100%とした場合の割合	100.0%	100.0%	100.3%	100.5%	100.9%	101.3%	101.4%	101.7%	101.3%	101.9%

※各年3月31日現在（外国人を含む）

[出典] 市の資料



[出典] 市の資料

図 1.2.4 男女年齢構成別人口（R6 住民基本台帳）

### (3) 人口動態

和歌山県内の人口動態を図 1.2.5 に示します。

その人口動態をみると、本市は、ほとんどの市町村と同様に減少しているのがわかります。

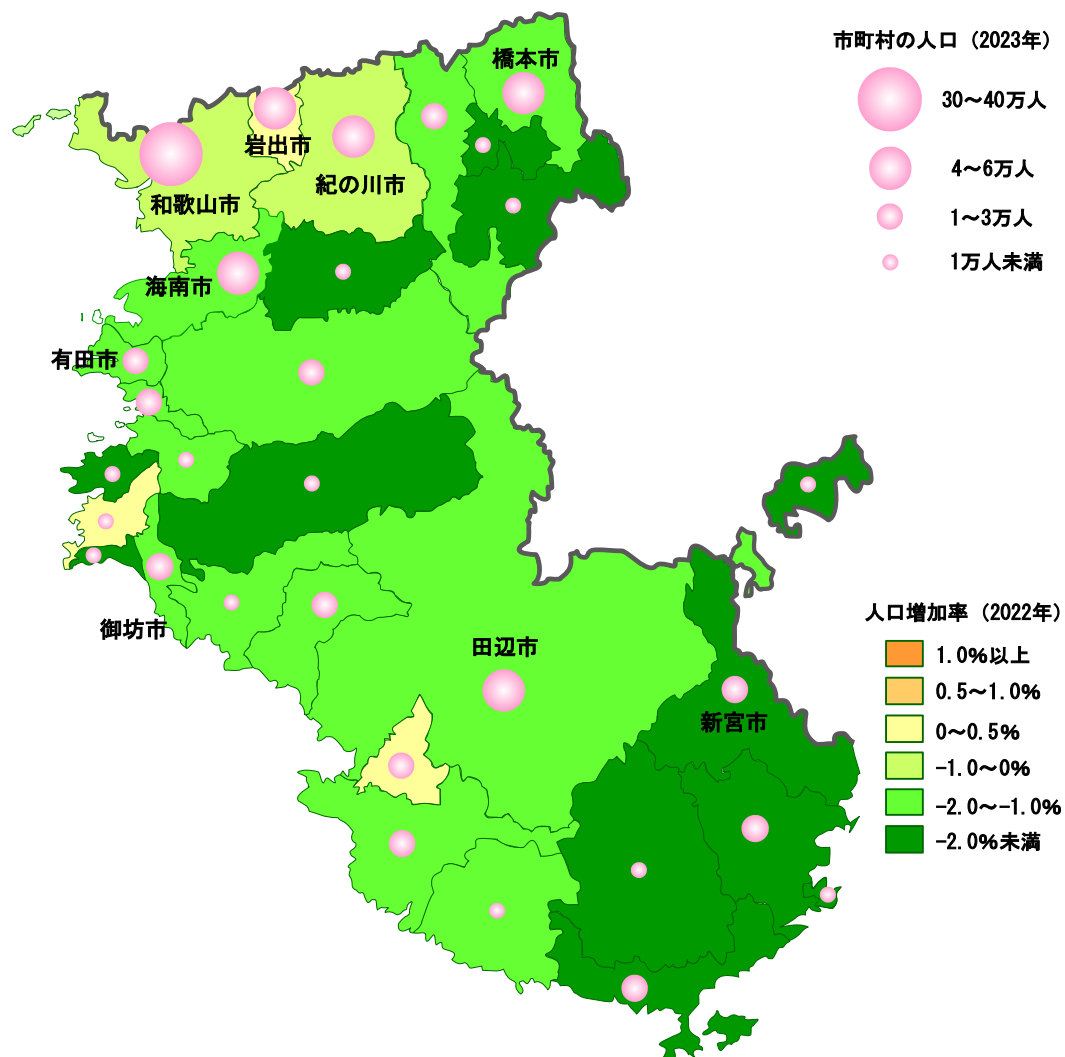


図 1.2.5 和歌山県内の人口動向

## 2) 産業

国勢調査での令和2年の産業別集合人口を表1.2.4及び図1.2.6に示します。

就業人口は、本市全体で28,578人となっています。就業比率では、「医療・福祉（17.2%）」、「製造業（16.7%）」、「卸売・小売業（14.3%）」の順に多くなっています。

表 1.2.4 産業別就業人口（令和2年）

	産業分類	就業人口(人)	就業比率(%)
第1次産業	農業	1,599	5.6
	林業	52	0.2
	漁業	0	0.0
第2次産業	鉱業	7	0.0
	建設業	1,498	5.2
	製造業	4,762	16.7
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	171	0.6
	情報通信業	369	1.3
	運輸業・郵便業	1,424	5.0
	卸売業・小売業	4,077	14.3
	金融業・保険業	543	1.9
	不動産業・物品賃貸業	366	1.3
	学術研究・専門技術サービス業	587	2.0
	宿泊業・飲食サービス業	1,329	4.7
	生活関連サービス業・娯楽業	1,028	3.6
	教育・学習支援業	1,630	5.7
	医療・福祉	4,908	17.2
	複合サービス事業	379	1.3
	その他サービス業	1,693	5.9
	公務	1,237	4.3
	分類不能	919	3.2
		合計	28,578

[出典] 国勢調査

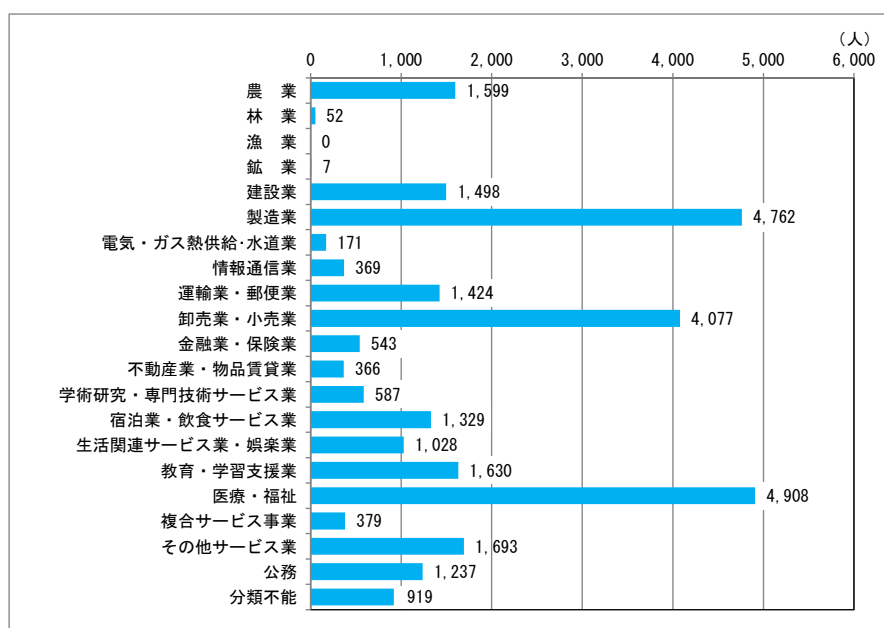
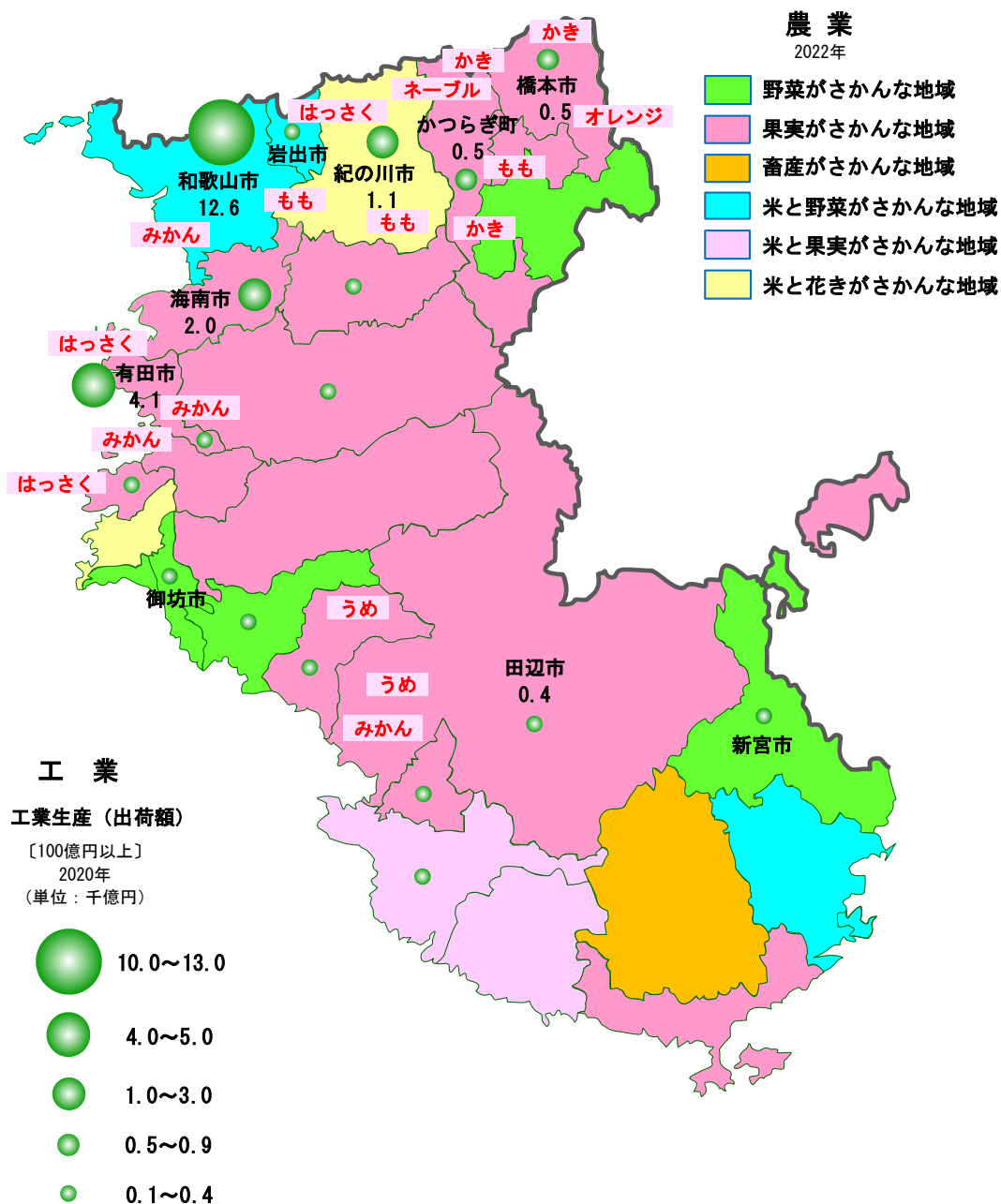


図 1.2.6 産業別就業人口（令和2年）

和歌山県内の農業及び工業の様子を図 1.2.7 に示します。本市は、果樹（かき）栽培がさかんな地域です。工業面では繊維・金属加工などの中小製造業が立地しています。



〔出典〕 農業：政府統計の総合窓口（e-Stat）  
「令和4年市町村別農業産出額（推計）和歌山県」  
工業：和歌山県ホームページ  
「和歌山県の工業（令和3年（2021））」

図 1.2.7 和歌山県内の農業及び工業の状況

### 3) 交通

交通整備状況を図 1.2.8 に示します。

鉄道は南海高野線が大阪市と、JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面を結び、橋本駅で連絡しています。

道路は関西大環状道路の一部を形成する京奈和自動車道や和歌山市と京都市に連絡する国道 24 号、高野山方面に連絡する国道 370 号が東西方向に、また、大阪府方面に連絡する国道 371 号が南北方向に通っており、これら国道や県道などが本市の幹線道路となっています。



[出典] はしもとまん福なび

図 1.2.8 交通整備状況

#### 4) 土地利用

本市の総面積と地目別面積を表 1.2.5 に、地目別面積比を図 1.2.9 に示します。

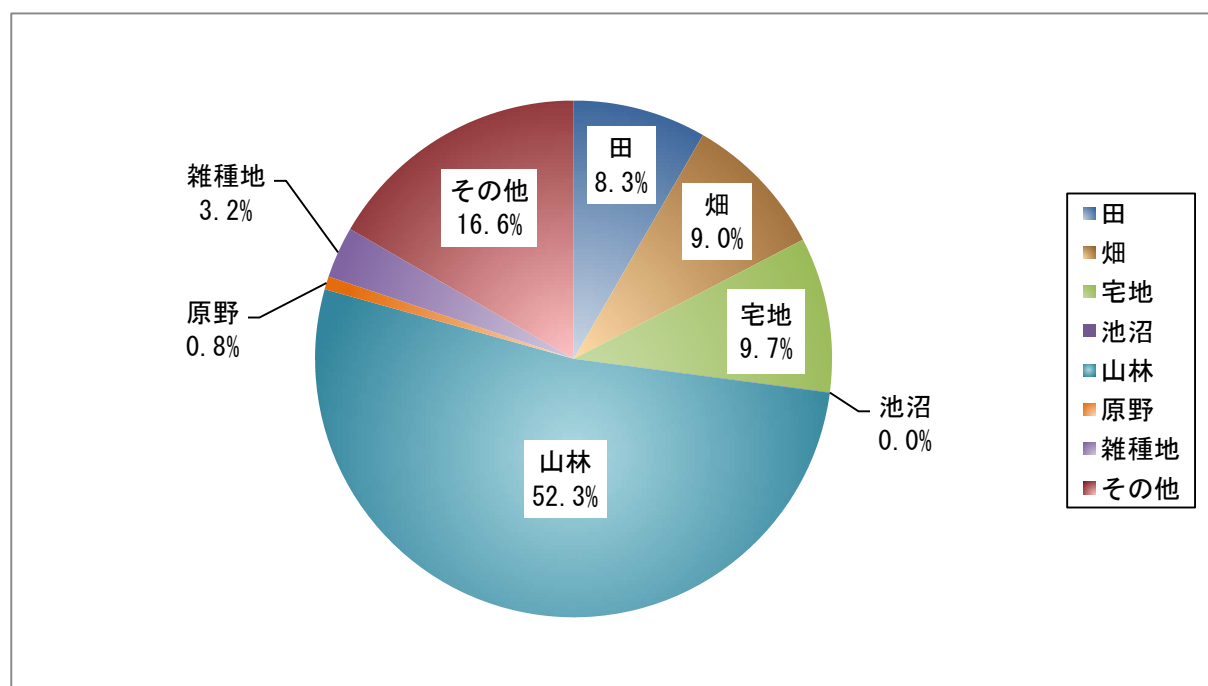
本市は、市の中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。本市の総面積は 111.32km<sup>2</sup> であり、地域の 52.3% を山林、宅地が 9.7%、畑が 9.0%、田が 8.3% を占めています。

表 1.2.5 本市の総面積と地目別面積

単位：km<sup>2</sup>

市総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
111.32	9.28	10.05	10.80	0.03	58.17	0.90	3.59	18.50

[出典] 和歌山県統計年鑑（令和 6 年度刊行）



[出典] 和歌山県統計年鑑（令和 6 年度刊行）

図 1.2.9 地目別面積比